

「山口県新型コロナウイルス感染症対策本部」

第26回本部員会議

日時：令和3年8月25日(水) 14:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室

< 次 第 >

1 開会

2 議題

- (1) 現在の発生状況について
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係る本県の対処方針について
- (3) デルタ株感染拡大防止集中対策の強化及び期間延長について
- (4) その他

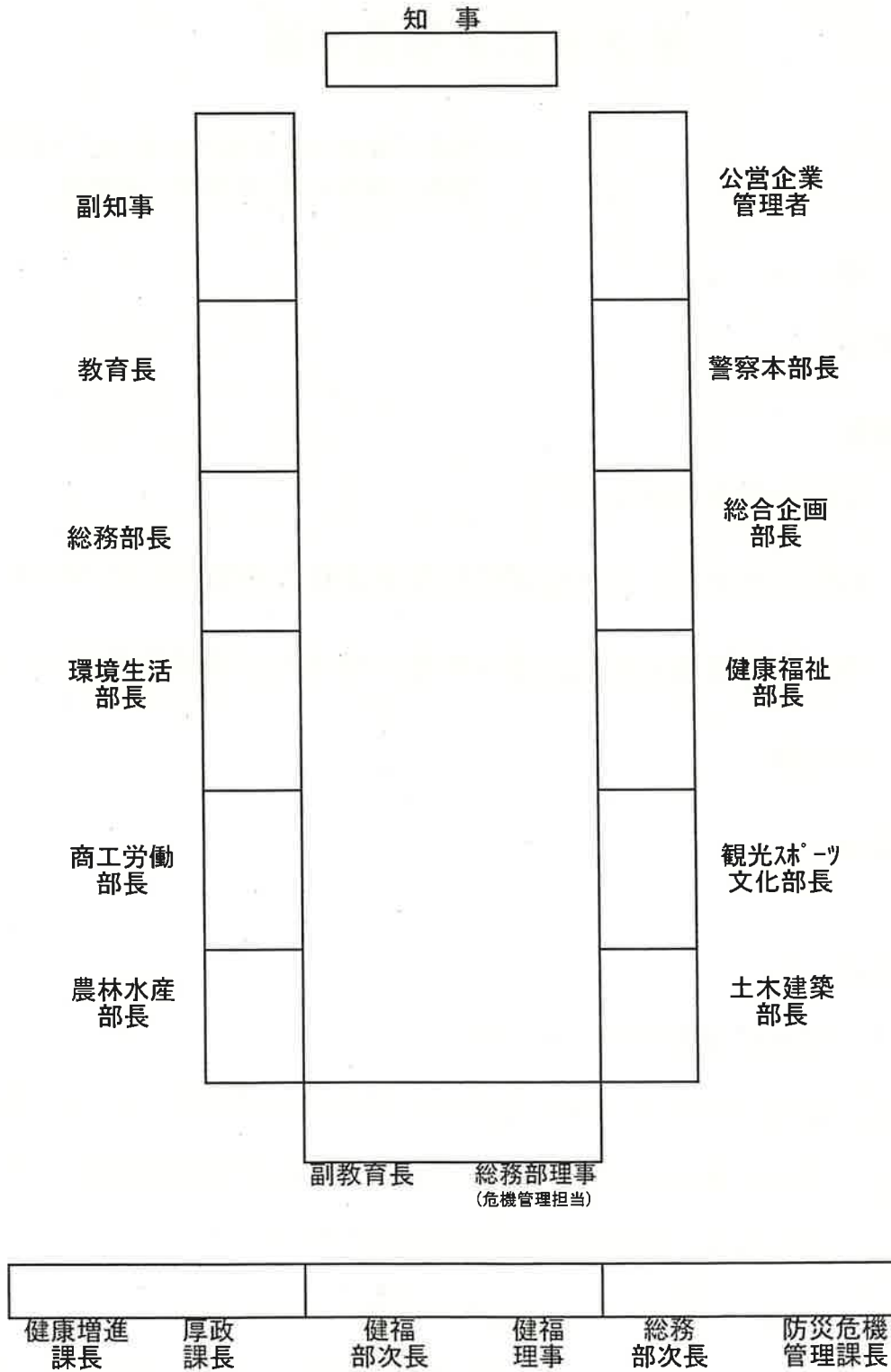
3 閉会

<配布資料>

- 資料1 現在の発生状況について
- 資料2 新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）
- 資料3 デルタ株感染拡大防止集中対策の強化及び期間延長について
- 資料4 飲食店等への営業時間短縮要請について
- 資料5 新型コロナウイルス感染者の受入体制について
- 資料6 新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた集中PCR検査の実施について
- 資料7 県民の皆様・企業の皆様へのお願い

山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第26回本部員会議 配席図

日時：令和3年8月25日(水)14:00～
場所：県庁4階 共用第1会議室



山口県新型コロナウイルス感染症対策本部 第26回本部員会議

日時：令和3年8月25日(水)14:00～

場所：県庁4階 共用第1会議室

- 1 本部長 知事
- 2 副本部長 副知事
- 3 本部員

部局名	本部員
総務部	総務部長 総務部理事（危機管理担当）
総合企画部	総合企画部長
環境生活部	環境生活部長
健康福祉部	健康福祉部長
商工労働部	商工労働部長
観光スポーツ文化部	観光スポーツ文化部長
農林水産部	農林水産部長
土木建築部	土木建築部長
企業局	公営企業管理者
教育庁	教育長 副教育長
警察本部	警察本部長

新型コロナウイルス感染症に係る対処方針について（案）

令和 3 年 8 月 2 5 日
山口県新型コロナウイルス
感染症対策本部
（危機管理チーム）

新型インフルエンザ等特別措置法（以下「特措法」という。）第 32 条第 3 項に基づく緊急事態措置について、8 月 2 5 日に、8 月 2 7 日以降については 8 道県（北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県及び広島県）を対象区域に加え、8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までを期間とすることが決定された。また、特措法第 31 条の 4 第 1 項に基づくまん延防止等重点措置について、4 県（高知県、佐賀県、長崎県及び宮崎県）を区域に加え、8 月 2 7 日から 9 月 1 2 日までを期間とすることが決定された。

新型コロナウイルス感染症は、感染力の強い変異株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっている。

本県においては、県外との往来は自粛するよう強く県民に要請するとともに、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践を前提として、国や市町等との連携・協力の下、感染拡大防止と社会経済活動の維持との両立に向けた取組を推進する。

1 都道府県に求められる措置等の概要

8 月 2 5 日の緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域の追加に伴い、国の基本的対処方針が変更された。

<緊急事態宣言の対象区域及び期間>

区 分	対 象 区 域	期 間
特定都道府県	沖縄県	5月23日～9月12日
	東京都	7月12日～9月12日
	埼玉県、千葉県、 神奈川県、大阪府	8月 2日～9月12日
	茨城県、栃木県、群馬県、 静岡県、京都府、兵庫県、 福岡県	8月20日～9月12日
	北海道、宮城県、岐阜県、 愛知県、三重県、滋賀県、 岡山県、広島県	8月27日～9月12日

<まん延防止等重点措置の区域及び期間>

区 域	期 間
石川県	8月 2日～9月12日
福島県、熊本県	8月 8日～9月12日
富山県、山梨県、香川県、愛媛県、 鹿児島県	8月20日～9月12日
高知県、佐賀県、長崎県、宮崎県	8月27日～9月12日

【国の基本的対処方針等による主な取組(緊急事態宣言等が発出されていない区域)】

- 「新しい生活様式」の社会経済全体への定着を図るとともに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、必要に応じて、外出の自粛、催物の開催制限、施設の使用制限等の要請等を機動的に行うこと。
- 帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数の会食を控える等注意を促すこと。また、感染が拡大している地域への不要不急の移動は、極力控えるように促すこと。こうした対応が難しいと判断される場合は、帰省や旅行について慎重な検討を促し、特に発熱等の症状がある場合は、これらを控えるよう促すこと。

- 一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に係る対応を行うこと。
- 事業者に対し、職場における感染防止のための取組や、「三つの密」及び「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう促すとともに、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
- 感染拡大予防ガイドラインを遵守している店舗に対しステッカー等を配布して表示する仕組みについて、各地方自治体での導入検討や、既に導入している地方自治体における制度の普及促進を図ること。
- 飲食店等の営業許可の申請・更新等の機会を活用し、地方自治体の窓口等において事業者に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく通常の立入検査時において、衛生管理基準の遵守徹底に加え、飲食店等がテナントに含まれている場合に、特定建築物所有者等に対しガイドラインを配布し周知を図ること。
- 「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。
- 感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけること。
- 感染拡大の傾向が見られる場合には、地域における感染状況や公衆衛生体制・医療提供体制への負荷の状況について十分、把握・分析を行い、分科会の提言で示された指標を目安としつつ総合的に判断し、各ステージにおいて「講ずべき施策」等を踏まえ、地域の実情に応じて、迅速かつ適切に特措法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。

2 本県の対処方針

国の基本的対処方針及び山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議の意見等を踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 県民への協力要請

- 県外との往来は、通勤・通学、通院等やむを得ないものを除いて自粛するよう強く要請。特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限自粛するよう要請。また、やむを得ず往来する場合には、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する要請等に従うよう要請。
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう要請。
- 「密閉・密集・密接」のいわゆる「三つの密」を避け、マスクの着用やまめな手洗い・手指消毒、共用部分の消毒など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」等を活用した基本的な感染予防対策の徹底。
また、感染リスクが高まる5つの場面（「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」、「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」）に特に注意するよう呼びかけ。
- 外出の際には、感染リスクの高い混雑している場所や時間を避けるなど、慎重に行動するよう呼びかけ。
- 会食の際には、少人数・短時間となるようにし、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店ややまぐち安心飲食店の利用を呼びかけるとともに、飲食店から求められる感染防止対策への協力を要請。
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談。

(2) 事業者・関係団体への協力要請

- 県外への出張を控えるよう要請。
また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底。
- 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務（テレワーク）や健康管理への格別の配慮を要請。
- 時差出勤・在宅勤務等による3密回避など、感染拡大を未然に防止する対策の徹底。
- 感染拡大予防と社会経済活動の維持との両立に向け、職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、事業者が提供するサービスに応じた具体的な感染予防策を実践。
- 飲食店の感染防止対策を県が定める基準により認証する、やまぐち安心飲食店認証制度を活用した感染防止対策を強化。
- 飲食店等でクラスター（集団感染）が発生するなど、感染拡大の恐れがある事態が発生した場合は、関連地域・業種での迅速な実態把握と営業時間短縮の要請等の対策を検討。

(3) 学校等の対応

ア 公立学校（幼小中高特）

- 子どもたちの学びを保障するために、感染拡大防止に最大限の対策を講じた上で、学校教育活動を継続して実施。
- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 市町立の小・中学校、幼稚園及び幼稚園型認定こども園等においては、各地域の実情に応じて、学校教育活動を実施。
- 特に、集団感染のリスクがある、寮・寄宿舎については、感染症対策を徹底。
- 感染症に対する誤解や偏見に基づくいじめや差別を防ぐための啓発活動を強化。

イ 私立学校（幼中高、専修・各種学校）

- 高等学校生徒・教職員等へのPCR検査実施（随時）。
- 県立学校の対応を踏まえ、各校の実情に応じて、学校教育活動を実施。

ウ 保育所等

- 感染の予防に留意した上で、全ての保育所及び認定こども園（幼保連携型、保育所型）において、開所を継続。

(4) 県有施設、県主催イベント等の取扱い

- 県有施設の運営や県主催イベントの開催に当たっては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、施設やイベントごとに適切な感染防止対策を徹底。
また、本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、県主催イベントの中止又は延期等を検討。
- 国の定める一定規模以上の催物等の開催について、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期。

<催物等開催基準> ※国事務連絡より抜粋

時期	収容率	人数上限
R2年9月 19日～ R3年8月 31日	・大声での歓声・声援等がないことが前提とするもの(クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、展示会等) 100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	①収容人数 10,000 人超 ⇒収容人数の 50% ②収容人数 10,000 人以下 ⇒5,000 人 ※収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度
	・大声での歓声・声援等が想定されるもの(ロックコンサート、スポーツイベント) 50%以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※ 飲食を伴うイベントについては、原則「大声での歓声・声援等が想定されるもの」に区分されるが、映画館などイベント中に発声がないものに限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」として取り扱うことが可能な場合あり。

- 各部局及び市町を通じて、関係する施設管理者やイベント主催者等に対し、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた適切な感染防止対策を講じるよう周知。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベントの参加者が1,000人を超えるイベントの事前相談に対応。
- 県内で感染拡大の傾向が見られる場合には、関係市町と十分協議の上、対応を判断。

(5) 感染状況等の継続的な監視等

- 県内の感染状況を把握するため、専門家で構成する「山口県新型コロナウイルス感染状況モニタリング会議」を設置し、分科会の示す目安を参考に継続的にモニタリングを行い、感染状況のステージを総合的に判断。
- 3密環境などリスクの高い場所でクラスターが度々発生することで、医療提供体制への負荷が増加し、分科会の示すステージⅢへの移行が見込まれる場合、県民への外出自粛要請等の措置を検討。

＜分科会の示すステージの指標＞

項目		ステージⅢの指標	ステージⅣの指標
医療提供体制等の負荷	①医療の逼迫具合		
	・入院医療 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	入院率	40%以下	25%以下
	・重症者用病床 確保病床の使用率	20%以上	50%以上
	②療養者数	20人/10万人以上	30人/10万人以上
感染の状況	③PCR陽性率	5%以上	10%以上
	④新規陽性者数	15人/10万人/週以上	25人/10万人/週以上
	⑤感染経路不明割合	50%以上	50%以上

(6) 県民・事業者等への情報発信

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式」の普及・定着及び適切な感染防止対策の徹底等について、県民や事業者等へ周知。
- 本県のモニタリング指標や全国の感染状況等を情報提供。
- 感染者や医療従事者等が差別的取扱い等を受けることがないよう、偏見・差別・誹謗中傷等の防止を呼びかけ。
- 県民や事業者等への周知・注意喚起に当たっては、県ホームページやSNS、各種メディア等を通じて、重層的に情報を発信。
- 接触確認アプリ（COCOA）のダウンロード及び利用を周知。

3 感染拡大に備えた対応

(1) PCR等検査体制の強化等

- 保健所への自動遺伝子検査装置の導入や民間検査機関の活用等により、PCR等検査体制を拡充するとともに、地域の診療所等が行う抗原検査を積極的に活用。
- 診療・検査医療機関や地域外来・検査センターなど身近な場所で、相談・診療・検査が提供できる体制を整備。
- 全ての新規陽性者に対する変異株スクリーニング検査や変異株の陽性者が確認された場合の幅広い接触者調査など、変異株に対する監視体制を強化。

(2) 医療提供体制の拡充

- 重症・中等症患者向けの病床確保や、軽症者等の宿泊療養施設を確保するなど、一定の感染拡大に対応できる患者受入体制を整備。

(3) 医療用物資の安定供給

- 国が責任を持って確保する医療用物資等については、国の保有状況調査等により、医療機関の在庫状況を把握し、適切に配布するとともに、県としても、感染拡大時に医療機関等へ適切に供給できるよう、マスクや防護服等の医療用物資を備蓄。

(4) 病院・高齢者施設等における感染予防対策の徹底

- 病院・高齢者施設などで感染が発生した場合、適切な感染拡大防止対策を講じるとともに、早期の実態把握及び陽性者の入院等の迅速な対応により、クラスターの早期封じ込めを実施。
- クラスターが発生した場合、クラスター対策チーム等を派遣し、保健所との連携のもとで、施設内のゾーニングや職員等への感染対策指導、入所者の健康管理等、感染拡大防止に向けた専門的な支援を実施。

(5) ワクチンの接種体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすため、感染対策の切り札として期待の高いワクチンを、希望する方々が安全で迅速に接種できるよう、万全の接種体制を整備。
- 県民がワクチン接種に対し不安を感じることはないよう、十分な情報提供やきめ細かな相談に対応。

(6) まん延防止等重点措置の要請等

- 本県の全域に感染が拡大するおそれがあり、かつ、医療提供体制に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、本県をまん延防止等重点措置の対象区域とする国への要請を検討するとともに、より強い感染防止措置を検討・実施。

(7) G o T o キャンペーンの実施

- 本県の感染状況について、ステージⅢへの移行が見込まれる場合は、感染拡大地域に係る国のG o T o キャンペーン事業の適用の一時停止要請を検討するなど、各部局が連携して迅速に対応。

デルタ株感染拡大防止集中対策の強化及び期間延長について(案)

令和 3 年 8 月 25 日

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、東京や大阪、福岡、広島など 33 都道府県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が出されているが、感染力の強いデルタ株の影響等により、全国的な感染拡大に歯止めがかかっていない。

本県においては、8月13日から集中対策を実施しているが、お盆期間以降も感染がさらに拡大しており、会食を起因としたクラスターの発生等により新規感染者が急増し、医療提供体制がひっ迫していることから、こうした状況を打開するため、集中対策を強化するとともに、期間を延長する。

2 集中対策の強化期間

8月25日(水)～9月12日(日)

3 県民、事業者への要請

(1) 県外との往来の自粛

- 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛
- 特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県との往来は、最大限自粛
- 家族や親戚等が、帰省等でやむを得ず来県される場合であっても、来県前の体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動

(2) 外出機会の半減

- 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会を半減
例:まとめ買いや宅配の利用等による買い物回数の低減、大人数での会合や飲食、カラオケ等の自粛
※通院、通勤、通学など、日常生活上で必要なものまでは制限しない
- 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期
- 県観光連盟の発行する「行こうよ。やまぐちプレミアム宿泊券・フェリー券」の利用停止(当面)
- 県観光連盟の実施する「旅々やまぐち県民割」事業の停止(当面)
- Go To Eat キャンペーン食事券の販売停止及び利用自粛(テイクアウト除く)(当面)
- みんなでたべちゃろ! キャンペーン・やまぐち食彩店における値引きサービスの停止(当面)

(3) 感染予防対策の徹底

- 「新しい生活様式」を実践するとともに、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、基本的な感染予防対策を徹底
 - ※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり（休憩室、喫煙所、更衣室等）」
- 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛
- 外食する際は、感染防止対策に取り組む新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店等を利用するとともに、飲食店から求められる感染防止対策へ協力
- 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出を控え、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談
- 感染への不安がある方は、集中PCR検査を活用

(4) 事業者における感染防止対策の強化

- 飲食店等の営業時間の短縮、又は、休業
 - ※8/30(月)～9/12(日)の間、飲食店等に対し、営業時間は20時まで、酒類の提供は19時までとするよう要請するとともに、夜間の見回りを実施
- 「頑張る事業者リスタート補助金」や飲食店の第三者認証制度「やまぐち安心飲食店」の活用等による感染防止対策の強化
- 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを改めて徹底
- 特に、休憩室、喫煙所、更衣室等居場所の切り替わりに注意し、会話時のマスク着用、手指消毒、十分な換気、共用部分のこまめな消毒などの感染防止対策を徹底
- 県外出張は自粛することとし、特に、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域への出張は、最大限自粛
- やむを得ず県外との往来があった従業員等のPCR検査の実施(中小企業PCR検査補助金の活用等)や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮

- 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減。また、在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底

4 学校における感染防止対策

- 生徒・教職員等が、県外との往来を伴う全国大会等に参加した際の帰県後PCR検査の実施
- 教職員等を対象とした感染防止対策に係るオンデマンド配信
- 衛生管理マニュアルに定める地域の感染レベルを「レベル3」に引き上げ
 - ・衛生管理マニュアルに定められた感染防止対策等の徹底
 - ・生徒・教職員等が県内での校外行事・大会等に参加する前のPCR検査の実施
 - ・部活動における練習試合や合宿等については、県内外に関わらず、原則実施しない

5 イベント等の開催制限

- 原則、県主催イベントの中止、又は、延期
- 県外からの参加自粛を呼びかけるよう主催者に要請

6 県有施設の利用制限

- 原則として、県有施設は休館
 - ※県の管理する公園の遊具等は使用禁止措置
- 貸出施設の新規貸出は中止
- 予約済みの貸出施設については、利用者に利用自粛を呼びかけ
 - ※利用者が中止または延期を行った場合、キャンセル料は徴収しない（すでに納付されている場合は全額還付）。
 - ※中止または延期できない場合、利用者において感染対策を徹底した上で、施設利用を可能とする。（テナント入居施設についても感染対策を徹底した上で、利用可能とする）

飲食店等への営業時間短縮要請について

(令和3年8月30日(月)～令和3年9月12日(日))

デルタ株の感染拡大を阻止するため、
20時までの営業時間の短縮にご協力ください。
 ご協力いただいた店舗には、協力金を支給します。

対象店舗を見回り、営業時間短縮への協力状況を確認します

営業時間短縮要請の概要

対象区域 県内全域

対象期間 令和3年8月30日(月)～9月12日(日) 14日間

対象店舗

食品衛生法に基づく営業の許可を取得している飲食店・喫茶店

※飲食店等の営業許可を取得しているカラオケボックス等を含む

＜対象外店舗の具体例＞

宅配・テイクアウト、コンビニ等のイートイン、飲食スペースのないキッチンカー、
 宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設、

夜間の長期滞在を目的とした利用が見込まれるネットカフェ・漫画喫茶等

要請内容

営業時間を5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮

協力金の主な支給要件

- 上記対象店舗であること
- 令和3年8月29日(日)以前から営業し、通常の営業終了時刻が20時を越えていること
- 要請期間中の全ての日において、20時までの営業時間短縮に協力いただいていること
 ・通常、20時を越えて営業していた店舗が、期間中、要請を受け、終日休業された場合も対象になります
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)
- 飲食を主として業としている店舗(カラオケ喫茶やスナック等)は、終日、カラオケ設備の利用を自粛していること
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシを、店舗内外に掲示すること

※協力金の交付後に要件を満たさない事実、虚偽等が発覚した場合は全額返還を求めます

お問い合わせ先

【山口県時短要請・協力金相談窓口】

電話番号: 8月29日(日)まで 083-933-2529

8月30日(月)以降 0120-675-124

受付時間: 9時～17時(8月29日(日)までは、~~土~~日も開設しています)

支給金額の算定

<参考>協力金の算定方法

		前年度又は前々年度の1日あたり売上高		
		～約8.3万円	約8.3万円～25万円	25万円～
中小企業・個人事業主 (売上高方式)	日額	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日あたりの売上高の3割)	7.5万円/日
	支給総額 (14日間)	35万円	売上高10万円/日の場合 42万円 売上高20万円/日の場合 84万円	105万円
大企業 (売上高減少額) ※中小企業等においてもこの方式を選択可	日額	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4 (上限:20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたりの売上高×0.3のいずれか低い額)		

申請の大まかな流れ

①要請内容や支給要件を確認してください

②時短要請に応じた営業を行う(20時以降の営業時間短縮)

- ・営業時間短縮又は休業に関するチラシを店舗内外に掲示
- ・店内で業種別ガイドラインに基づく感染防止対策(アクリル板の設置、座席間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底等)を実施

③申請に係る必要書類の準備・確認

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類(住所・氏名・生年月日がわかるもの)の写し(運転免許証・マイナンバーカード等)
- 申請書に記載した協力金振込先口座情報が分かる通帳等の写し(表紙と見開き1ページ目)
- 飲食業売上高等を確認できる書類(確定申告書の写し、青色申告決算書の写し、売上台帳等の写し等)
※下限額(日額2.5万円)で申請する場合は、飲食業売上高等の確認書類は不要
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類(メニュー・パンフレットの写し、店内表示の写真等)
- 屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真
- 営業時間短縮又は休業に関するチラシの店舗内外への掲示状況が分かる写真

④申請(郵送)

申請方法

【申請受付期間】

令和3年9月13日(月)～令和3年10月29日(金)

【申請方法】

郵送で、申請書と添付書類を提出してください。

※申請様式等については準備中ですのでお待ちください。(9月上旬県HPに掲載予定)

申請の手引きを熟読の上、必要書類を整え申請してください。

協力金の支払

審査完了後、順次支給となります。可能な限り早い支給に努めますが、その時点で受理している申請件数や、書類の修正の有無などにより、支給までの期間は異なります。

営業時間短縮のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため営業時間を短縮します。

○実施期間

8月30日（月）から

9月12日（日）まで

○時短営業期間中の営業時間

17時00分から

20時00分まで

（酒類提供：19時00分まで）

○通常（時短前）の営業時間

17時00分から23時00分まで

店舗名：居酒屋○△

〈休業チラシの記載例〉

休業のお知らせ

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため休業します。

○休業期間

8月30日（月）から

9月12日（日）まで

○通常（休業前）の営業時間

17時00分から23時00分まで

店舗名：居酒屋○△

新型コロナウイルス感染者の受入体制について

R3. 8. 25 健康福祉部

1 概要

- 患者の症状に応じた適切な治療・療養体制を確保するため、病院等での入院及び宿泊療養を基本とし、今後、患者の急増に対応できるよう、受入体制の強化を図る。

2 受入体制

(1) 入院医療機関

- ◆ 通常時：533床
- ◆ 緊急時：100床 ⇒9月1日から25床の運用を開始

(2) 宿泊療養施設

- 感染者の急増に備え、現行の3施設（483室）に加え、新たに1施設（セミナーパーク宿泊棟）を開設。
⇒宿泊療養施設：4施設（583室）

[宿泊療養施設（セミナーパーク宿泊棟）の概要]

- ①所在地：山口市
- ②受入可能室数：100室
- ③開設期間：令和3年9月1日（水）～10月末
- ④運用体制：
 - ・施設では個室内で生活。
 - ・医師は24時間電話相談等できる体制を整備。
 - ・看護師と民間業者が24時間常駐し健康管理等を実施。警備員も配置。
 - ・感染症専門家の指導の下、ゾーニングを実施。

新型コロナウイルス感染症拡大抑制に向けた 集中PCR検査の実施について

R3. 8. 25 健康福祉部

1 概要

- 感染拡大局面を迎え、更なる感染拡大を抑え込むため、集中対策期間において、検査を希望する方を対象とし、PCR検査を実施する。

2 実施主体 県

3 検査対象地域 県内19市町

4 対象者

感染への不安がある方

(例)

- ・ 県外往来や、県外者等と接触がある方
- ・ 不特定多数の人が集まる会合や飲食への参加がある方 等

5 実施方法

- 検査希望者が直接、民間検査機関に申し込む形で、検査を実施

6 実施期間

令和3年8月26日(木)～9月12日(日)

※集中対策期間実施

県民の皆様・企業の皆様へのお願い

新型コロナウイルス感染症については、デルタ株の影響等により、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象区域だけでなく、多くの地域で過去最多の新規感染者数が確認されるなど、全国的な感染拡大に歯止めがかかっていません。

本県においては、8月13日から「デルタ株感染拡大防止集中対策」を実施しているものの、お盆期間以降も会食を起因としたクラスターの発生等により感染の拡大が続き、感染状況がステージ4へ移行したところであり、医療提供体制への負荷がますます高まっています。

県民の皆様、企業の皆様には、感染の再拡大を最小限に抑え、医療提供体制における大きな支障を避けるため、以下の取組にご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

＜県外との往来にあたっての注意＞

◎ 県外との往来は、通勤、通学、通院等やむを得ないものを除き、自粛を強くお願いします。

特に、東京や大阪、福岡、広島など緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の対象都道府県との往来は、最大限の自粛をお願いします。

◎ やむを得ず県外と往来する場合は、感染予防対策を徹底し、移動先の自治体が発する外出・移動の自粛などの要請に従ってください。

◎ 人の移動が活発になる夏休み期間に、本県への帰省などをお考えのご家族やご親戚などがいらっしゃる場合は、やむを得ない場合を除き、帰省などを自粛するよう強く促してください。

やむを得ず来県される場合であっても、来県前は体調管理に努めるとともに、事前のPCR検査を活用したり、不要不急の外出を控えるなど、慎重に行動するよう強く呼びかけてください。

＜外出機会の半減＞

◎ 不要不急の買い物や会合を控えるなど、外出機会をこれまでの半分程度にさせていただきますようお願いいたします。

※通勤、通学、通院など、日常生活上で必要なものは除きます。

特に、営業時間の短縮が要請されている飲食店・喫茶店については、20時以降の利用自粛にご協力ください。

また、不特定多数が集まるイベントや、観光施設・大型商業施設等へ外出する場合、3密の回避を徹底するとともに、主催者や施設等から求められる感染防止対策への協力をお願いします。

◎ 旅行は、県内外に関わらず、可能な限り延期してください。

＜感染予防対策の徹底＞

◎ 感染力が非常に強いデルタ株による感染を防ぐには、これまで以上に感染予防対策を徹底する必要があります。

「新しい生活様式」を実践いただき、3密を避け、「マスクの着用」、「まめな手洗い・手指消毒」、「共用部分の消毒」、「感染リスクが高まる「5つの場面」※に特に注意する」など、改めて、基本的な感染予防対策の徹底をお願いします。

※5つの場面「飲酒を伴う懇親会等」「大人数や長時間におよぶ飲食」「マスクなしでの会話」「狭い空間での共同生活」「居場所の切り替わり(休憩室、喫煙所、更衣室等)」

- ◎ 会食は、少人数・短時間となるようにするとともに、普段一緒にいる人以外との会食・会合等は自粛をお願いします。
- ◎ 外食する際は、感染防止対策に取り組む「新型コロナウイルス対策取組宣言飲食店」等を利用し、飲食店から求められる感染防止対策には是非とも協力してください。
- ◎ 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、外出や人との接触は避け、速やかに、かかりつけ医や受診・相談センター等に相談してください。

＜企業活動における注意＞

- ◎ 飲食店及び喫茶店の営業時間は、5時から20時まで(酒類の提供は19時まで)に短縮をお願いします。
- ◎ 職場ごとに感染症対策担当者を選任し、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを徹底していただきますようお願いいたします。
- ◎ 県外への出張は、極力控えてください。
やむを得ず県外との往来があった従業員等には、PCR検査の実施や、在宅勤務(テレワーク)及び健康管理に対する配慮をお願いします。
- ◎ また、県外からの来訪を伴う会議やイベント等は、メールやオンライン配信等の代替開催を検討するとともに、やむを得ず開催される場合は、感染防止対策を徹底してください。
- ◎ 在宅勤務やWeb会議の活用等により、人との接触機会を低減する取組を促進するようお願いいたします。在宅勤務等の実施が難しい事業所においては、職場における感染拡大防止対策の工夫・強化を徹底してください。
- ◎ 感染予防及び感染拡大防止のため、発熱や咳など感染を疑う症状がある従業員等に対する在宅勤務や健康管理には、格別の配慮をお願いします。

＜感染された方等への差別・偏見の防止＞

- ◎ 感染者自身のほか、最前線で治療にあたる医療従事者、感染者が発生した団体に属する方、県外との往来のあった方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめてください。
- ◎ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意をお願いします。

令和3年8月25日

山口県知事 村岡 嗣 政

現在の発生状況について

令和3年8月25日

全世界及び日本国内の発生状況

※厚生労働省公表数値

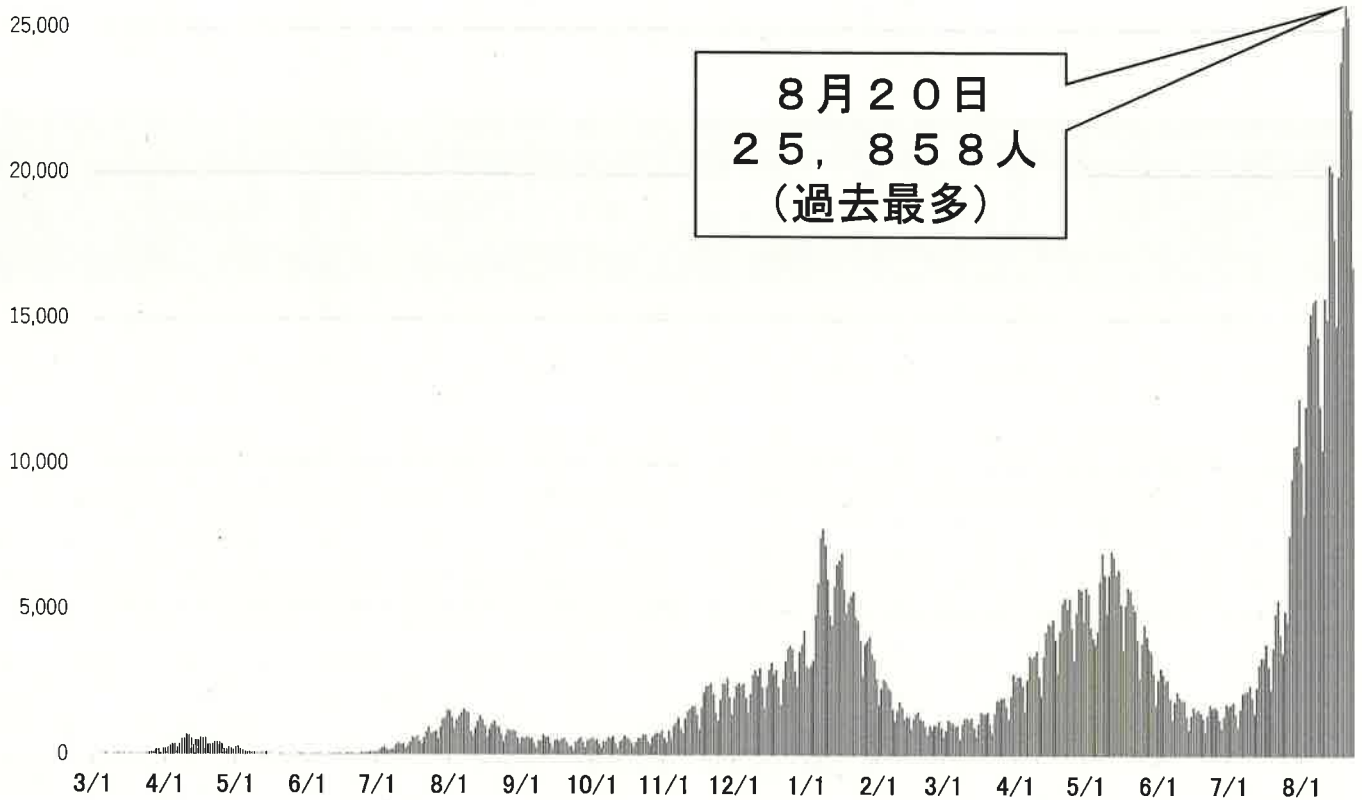
○全世界（8/24 15:00時点） 【日本を除く】

感染者数	死亡者数	※感染者の多い国 米国(37,935,465)、インド(32,449,306)、 ブラジル(20,583,994)、フランス(6,708,163)
211,187,201	4,425,281	

○日本国内（8/24 0:00現在）

	PCR検査 実施人数	陽性者数	入院治療を 要する者	(重症者(内数))	退院又は 療養解除者 の数	死亡者数	確認中
① 国内発生 (③除く)	19,839,651	1,314,531	209,563	(1,935)	1,083,556	15,656	6,214
① 空港検疫	962,741	3,800	171	(0)	3,622	7	0
① チャーター機	829	15	0	(0)	15	0	0
合計	20,803,221	1,318,346	209,734	(1,935)	1,087,193	15,663	6,214

全国の新規感染者の推移



2

本県の感染状況

○感染者数

4,555人 (うち死亡85人)

○療養者数

療養者数	入院者数				宿泊療養者数等
	重症	中等症	軽症・無症状	計	
774人	2人	142人	175人	319人	455人

○市町別感染者数

下関市	1,060	宇部市	572	山口市	532	萩市	29
防府市	449	下松市	147	岩国市	551	光市	61
長門市	48	柳井市	116	美祢市	35	周南市	531
山陽小野田市	178	周防大島町	11	和木町	27	上関町	8
田布施町	30	平生町	26	阿武町	0	県外	144

○PCR等検査 (R2. 2. 15~R3. 8. 22)

累計 147,535件 (8/16~8/22実績 6,984件)

3

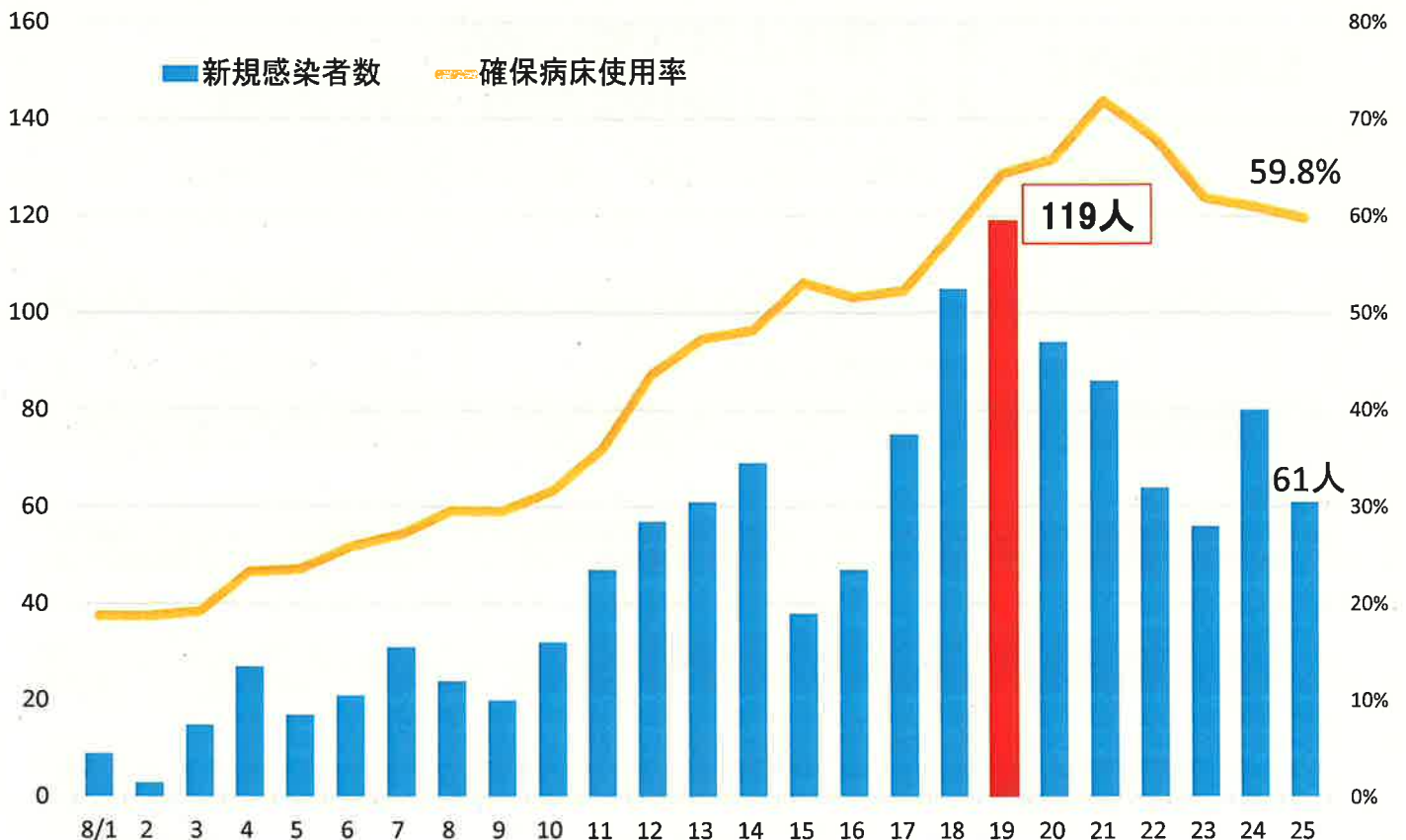
○モニタリングの状況

指 標		1週間前 (8/19)	現状値 (8/25)	1週間前 との比較	これまで の最大値	＜参考＞国が示す水準	
						ステージ Ⅲ	ステージ Ⅳ
①	確保病床使用率	64.4% (343床)	59.8% (319床)	↓ 4.6ポイント	75.0% (5/24)	20%以上 (107~266床)	50%以上 (267床以上)
	入院率	58.7%	41.2%	↓ 17.5ポイント	41.2%※ (8/25)	40%以下	25%以下
	重症病床使用率	6.4% (3床)	4.3% (2床)	↓ 2.1ポイント	21.3% (5/20, 21, 22)	20%以上 (10~23床)	50%以上 (24床以上)
②	療養者数 【人口10万人】	584人 【43.0人】	774人 【57.0人】	↑ 1.3倍	777人 (8/24)	272~406人 【20人以上】	407人以上 【30人以上】
③	直近1週間のPCR検査等 陽性率	8.0% (8/9~8/15)	8.4% (8/16~22)	↑ 0.4ポイント	8.4% (8/16~22)	5%以上	10%以上
④	直近1週間の新規 感染者数【人口10万人】	514人 【37.8人】	560人 【41.2人】	↑ 1.1倍	604人 (8/24)	204~339人 【15人以上】	340人以上 【25人以上】
⑤	感染経路不明な者の 割合	13.9% (8/7~8/13)	15.1% (8/14~8/20)	↑ 1.2ポイント	26.7% (7/26~8/2)	50%以上	50%以上

※入院率はこれまでの最小値

専門家の意見等も踏まえ、現在の状況を「ステージⅣ」と判断。

新規感染者数と確保病床使用率の推移

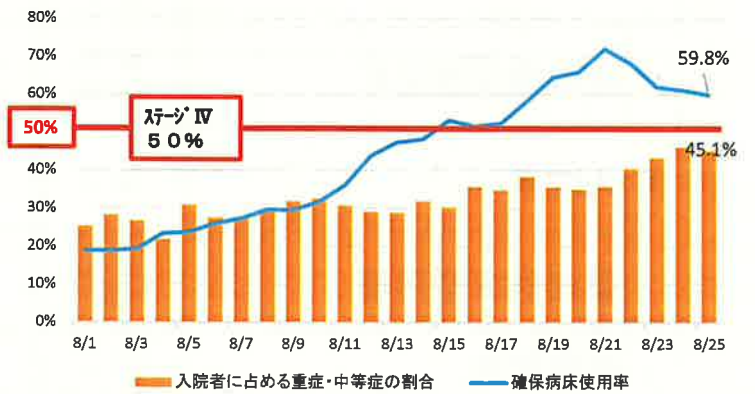


モニタリング指標の推移

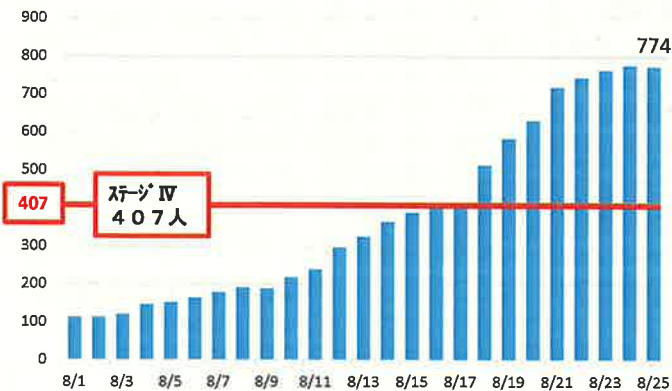
お盆以降

- ①確保病床使用率
- ②療養者数
- ③直近1週間の新規感染者数は「ステージⅣ」相当を超える水準で推移

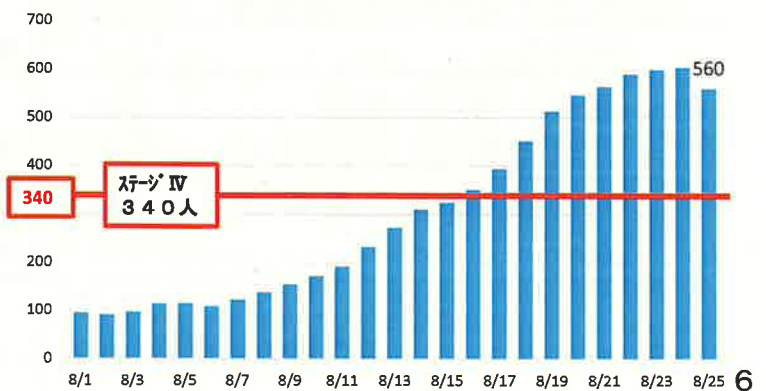
①確保病床使用率と入院患者に占める重症・中等症者の割合



②療養者数の推移

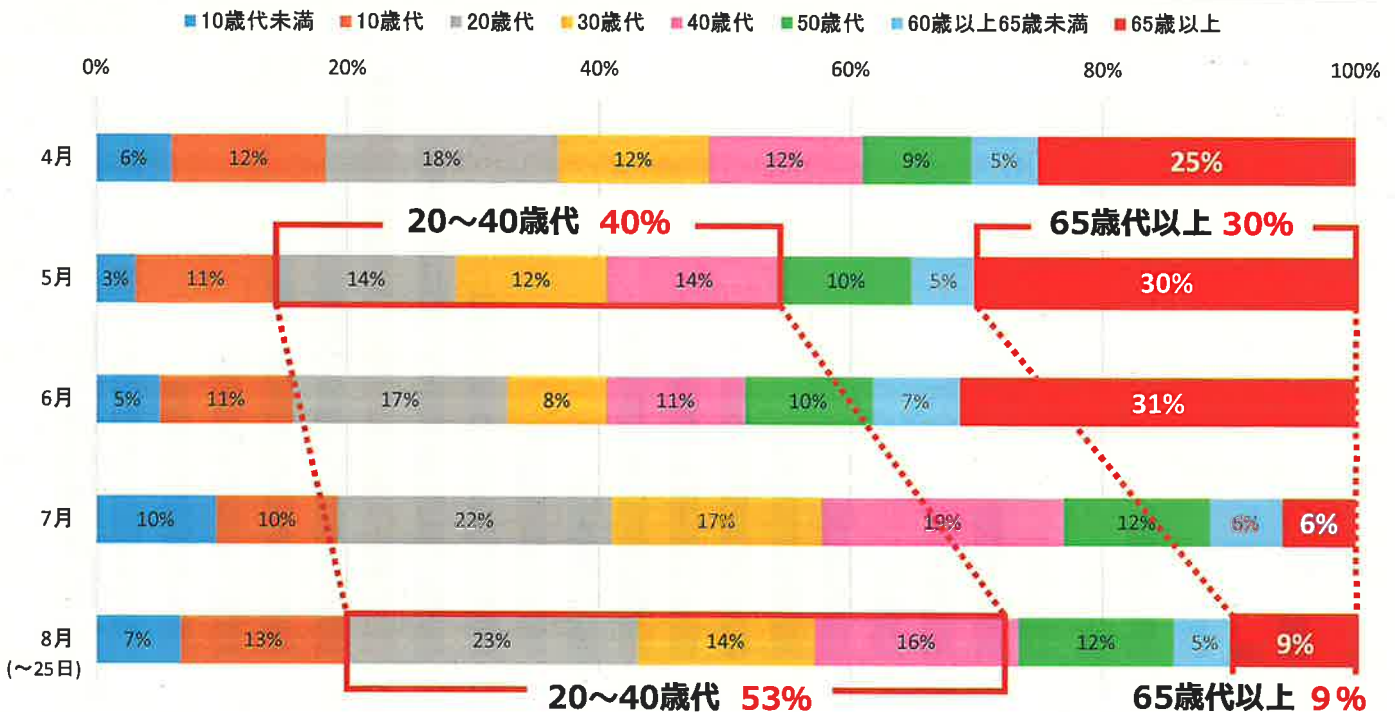


③直近1週間の新規感染者数の推移



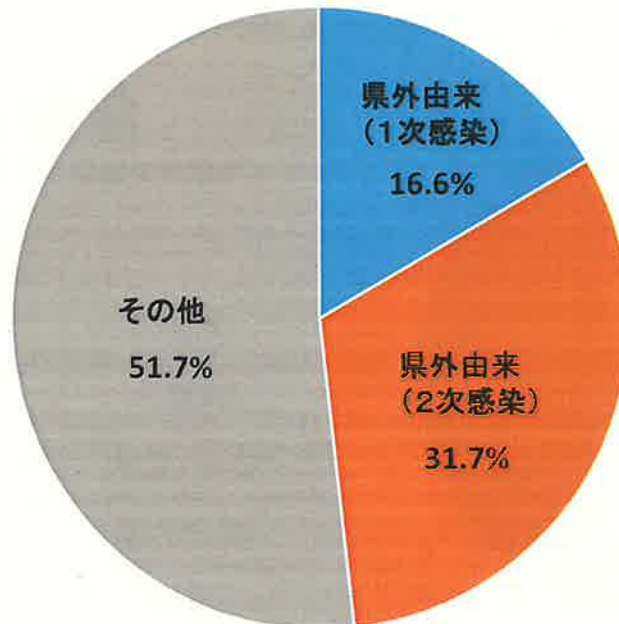
年代別感染者数の推移

5月に比べて 65歳以上は大幅に減少
20～40歳代は増加 (特に20歳代)



感染経路の分析①

新規感染者の約5割が県外由来

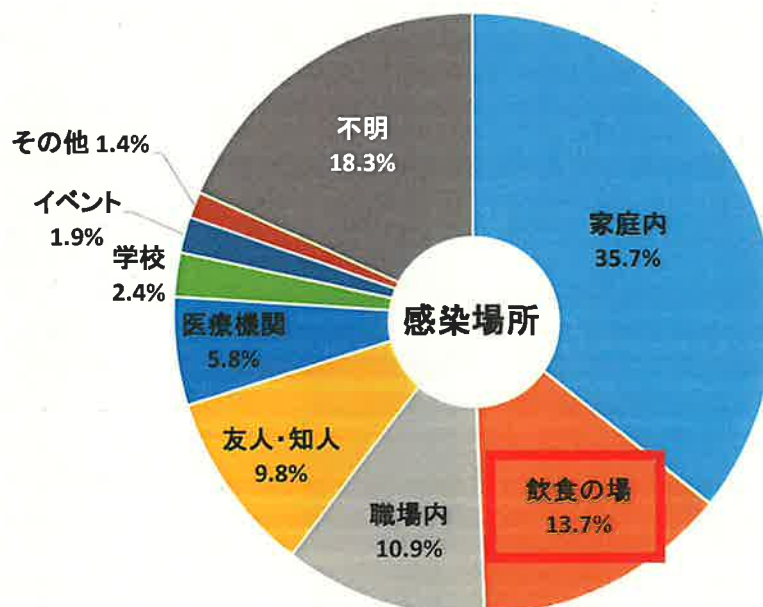


(8/1~23、n=1,117)

8

感染経路の分析②

県内における感染場所は、「家庭内」に次いで、飲食店や会合の場など、「飲食の場」が多い

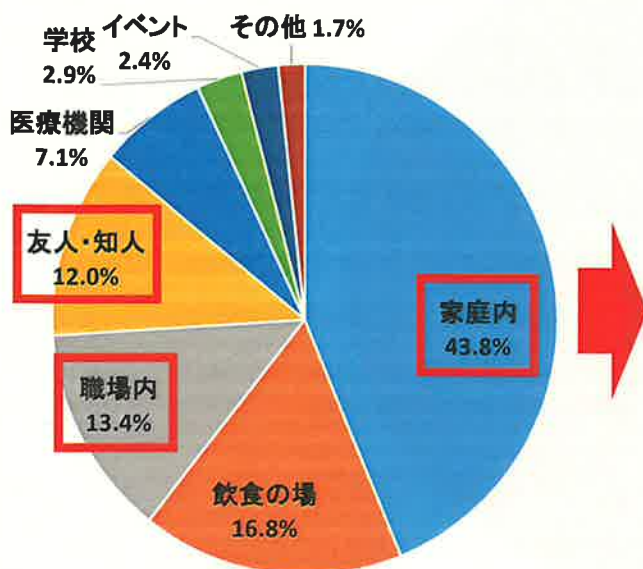


(8/1~23、n=932)

9

感染経路の分析③

新規感染者の31%が、飲食由来による感染



飲食由来の割合

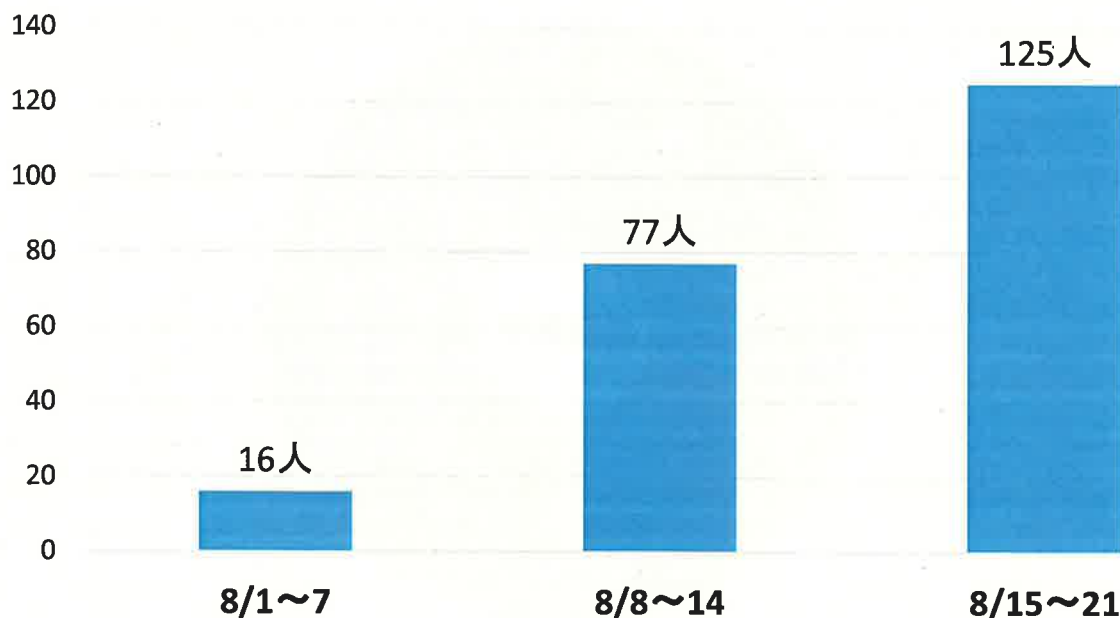
(※飲食で感染した人が感染源となっている事例)

	分類内に占める割合	新規感染者数に占める割合
家庭内	17.4%	7.6%
職場内	21.6%	2.9%
友人・知人	30.8%	3.7%
飲食の場		16.8%
計		31.0%

10

感染経路の分析④

飲食由来による新規感染者数は増加



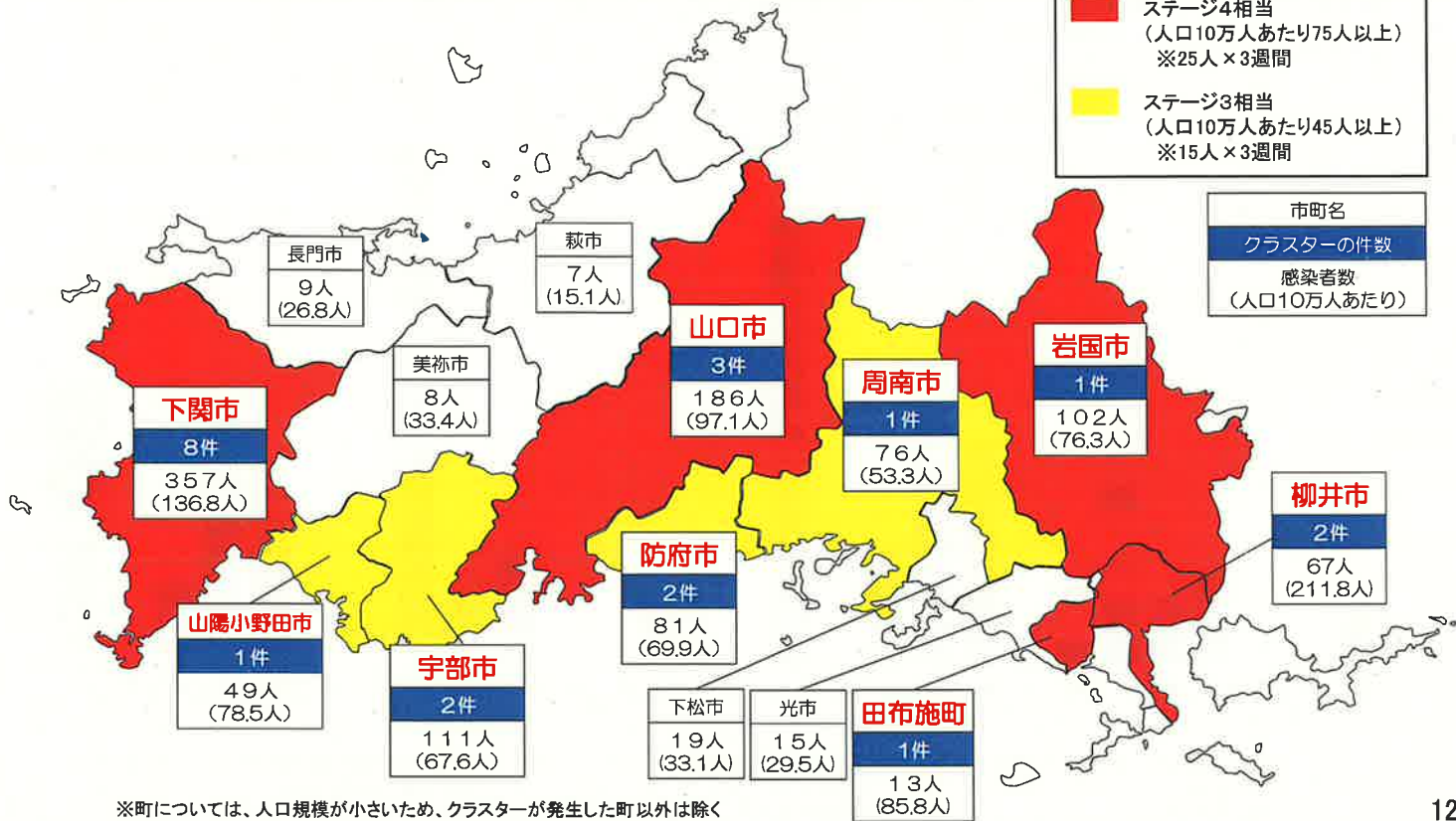
11

市町別感染状況

<8/6~25(直近3週間)の人口10万人あたりの新規感染者数>

<凡例>

- ステージ4相当
(人口10万人あたり75人以上)
※25人×3週間
- ステージ3相当
(人口10万人あたり45人以上)
※15人×3週間



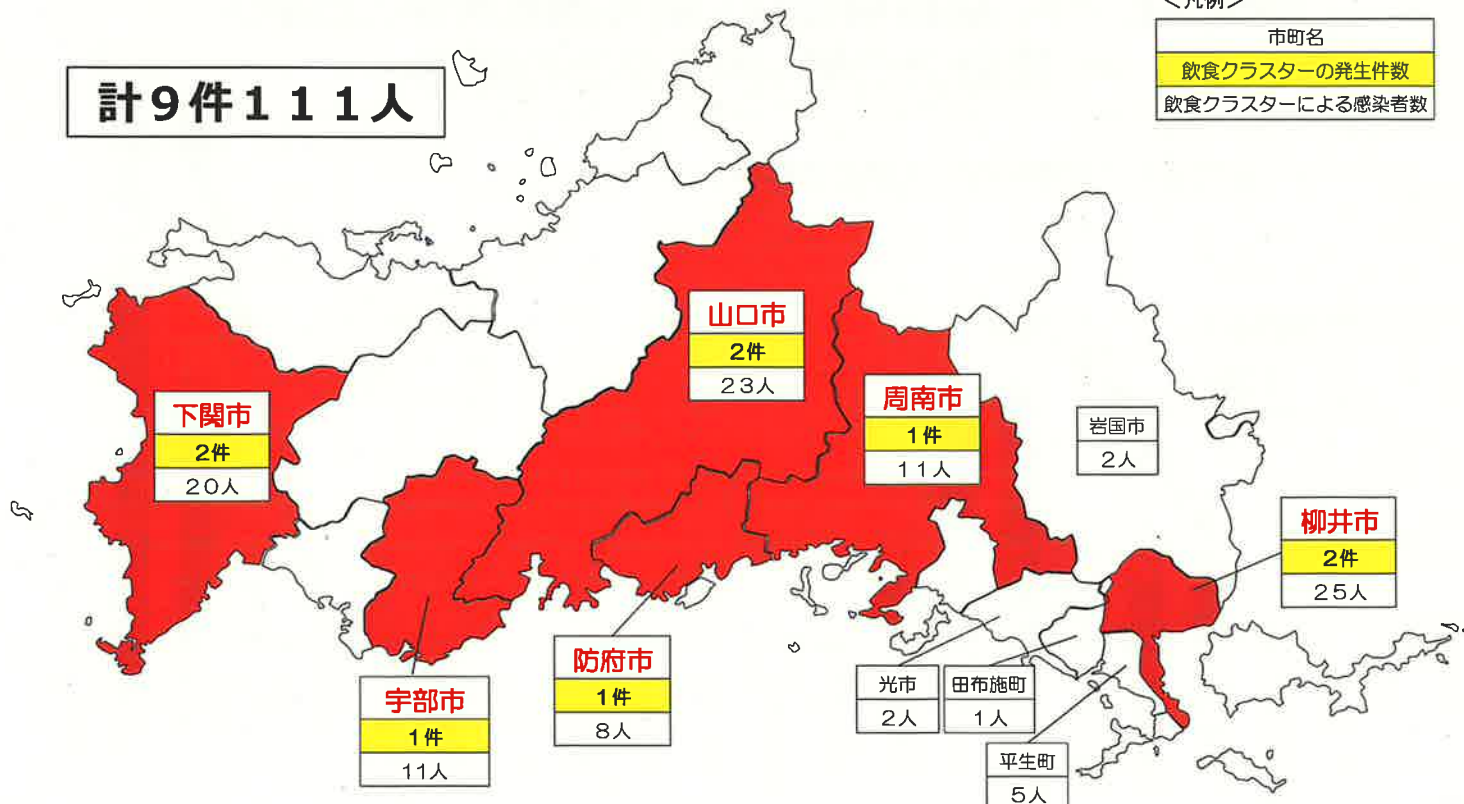
クラスタの発生状況①

<市町別 飲食クラスタの発生状況>

<凡例>

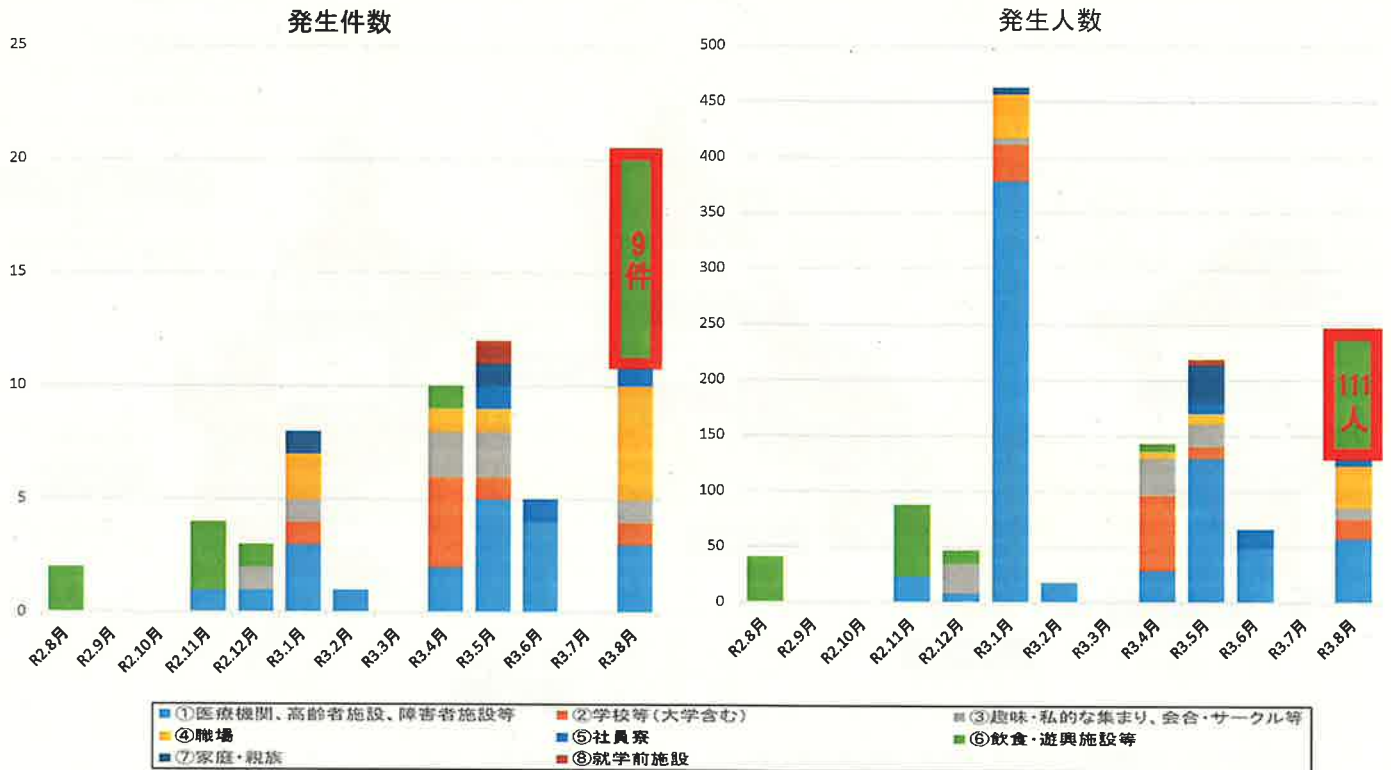
- 市町名
- 飲食クラスタの発生件数
- 飲食クラスタによる感染者数

計9件111人



クラスターの発生状況②

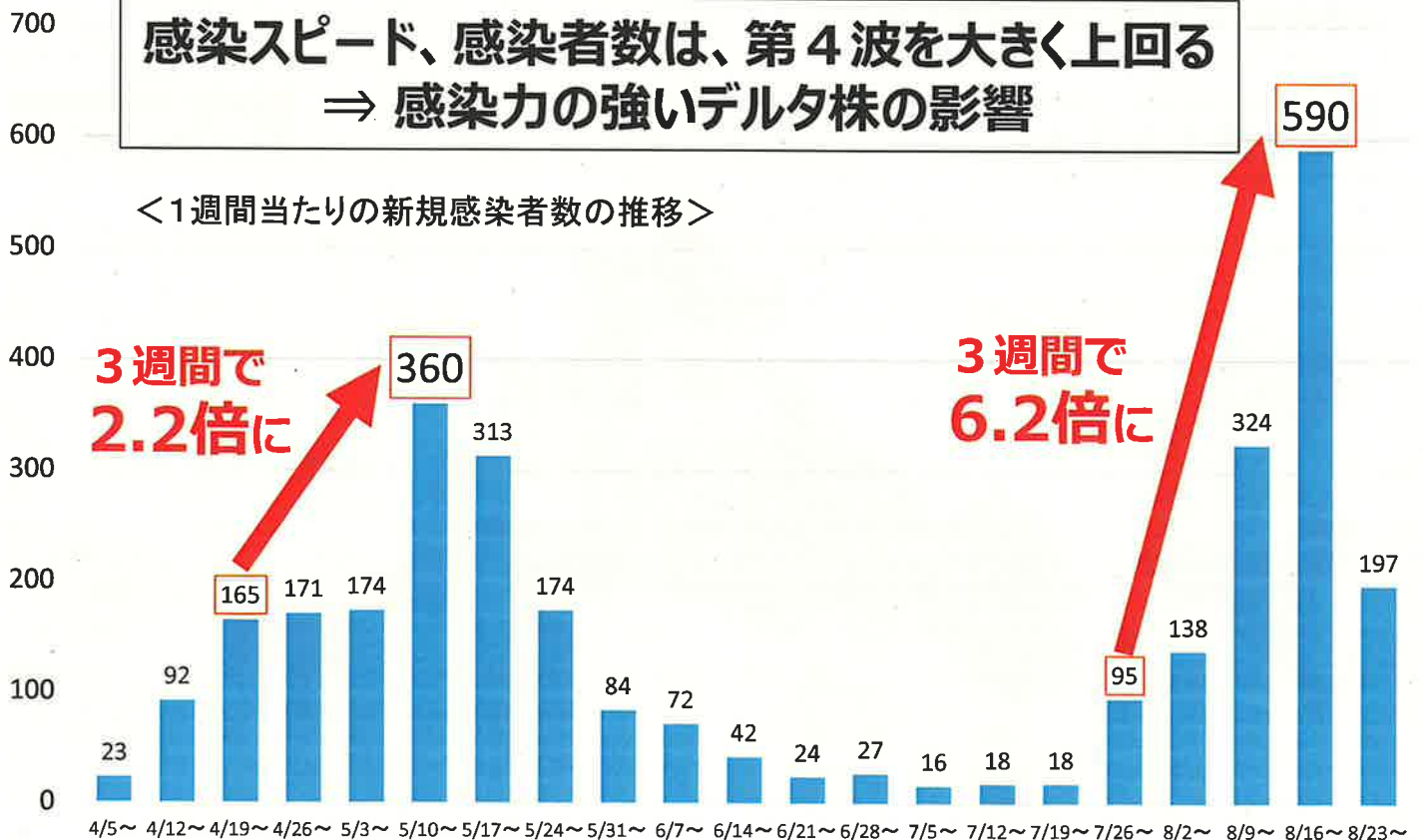
8月以降発生したクラスターのおよそ半数が飲食の場（9件111人）



感染力の分析

感染スピード、感染者数は、第4波を大きく上回る
⇒ 感染力の強いデルタ株の影響

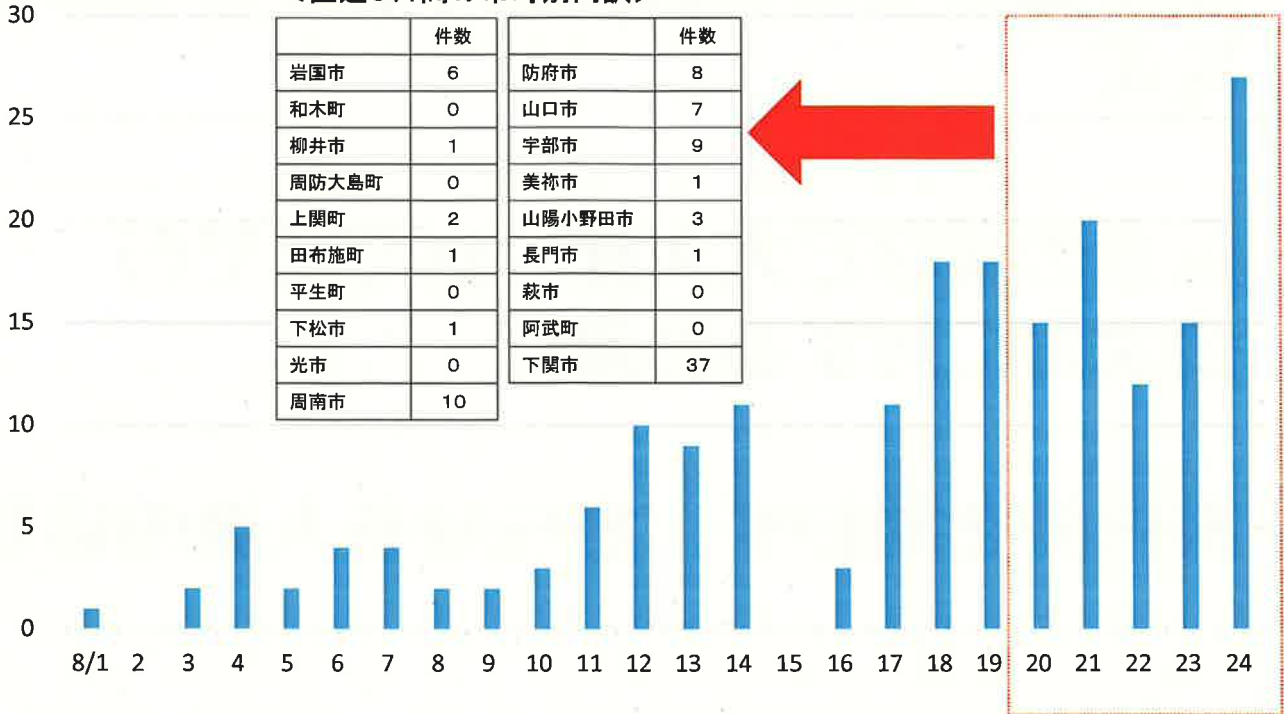
<1週間当たりの新規感染者数の推移>



孤発事例の推移

- ・新規孤発例は8月中旬から大きく増加（県内各地で確認）
- ・現在は高止まりしている状況

<直近5日間の市町別内訳>



ワクチンの接種効果

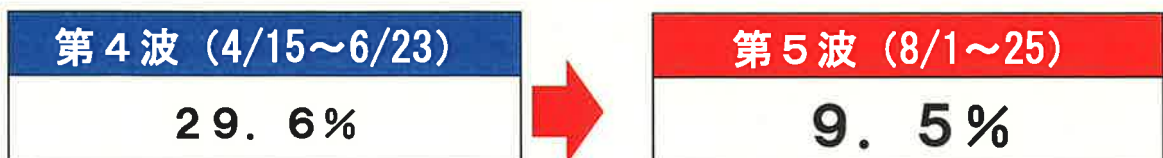
ワクチン接種により、感染の発症と重症化が抑制

○新規感染者のワクチン接種状況

新規感染者（8/1～24 1,197人）

未接種・不明	2回接種後から2週間経過している方
975人 (81.5%)	79人 (6.6%)
	軽症・無症状 78人 中等症 1人 重症 0人

○新規感染者に占める65歳以上の割合



今後の対策

- ・ **受け皿となる医療提供体制のさらなる確保**
- ・ **飲食の場など大人数・長時間での会食等に対する対策**
- ・ **県内外を問わず、さらなる人流の抑制**